

小諸市こども計画 概要版

《計画の趣旨》

こどもの健やかな成長を総合的に支える地域づくりを推し進めるため、従来の「子ども・子育て支援事業計画」の範囲を拡大した「小諸市こども計画」を策定します。

小諸市こども計画

次世代育成支援
行動計画

次世代育成支援対策推進法

子ども・子育て
支援事業計画

子ども・子育て支援法

少子化対策推進計画

子ども・若者育成支援計画

子どもの貧困対策推進計画

「子ども・子育て支援事業計画」としてこれまで一体的に推進してきたもの

子ども・若者への総合的な施策推進のため、このたび新たに計画に組み込んだもの

本市では「第2期子ども・子育て支援事業計画」として「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の内容を含めた計画を策定・推進してきました（令和2～6年度）。

このたび、こども大綱等の国の政策に対応し、新たに「少子化対策推進計画」「子ども・若者育成支援計画」「子どもの貧困対策推進計画」を統合して「小諸市こども計画」とします。このことによって、子ども・若者への総合的な施策を推進していきます。

《計画の対象》

「こども基本法」の趣旨に基づき、心と身体の発達過程にある

0歳から39歳までの子ども・若者

と定めます。これは、生まれてから進学・卒業や就職などのライフステージを通して、必要な支援が途切れることのないようにという意図のもと定めるものです。この対象を「こども」と呼び、「こども」のうち、特に0～18歳までについて述べるときは「子ども」、19歳～39歳について述べるときは「若者」と示します。

《期間》

令和7年度～令和11年度



《本市の子ども・若者・子育て家庭を取り巻く状況》

●子ども・若者が社会で生きていく意思や力を育める環境づくり

- いじめ、不登校は増加傾向
- 本市の子どもは全国に比べて自己肯定感が低い傾向
- 若者は結婚・出産に慎重な傾向。子育てにかかる経済的な負担から子どもを持つことをためらう状況もあると推測される

- 子ども・若者が各ライフステージで健やかに成長できる環境づくりが必要
- 生活環境にかかわらず、だれもが成長の機会を得られるよう支援することが必要

●経済的困窮をはじめとした困難を抱える子育て家庭への支援

- 経済的に困窮した家庭では、保護者が子どもの世話をする余裕がない、子どもが家事に多くの時間を割いているといった状況も生じていることが懸念される
- 困窮家庭では配偶者がいない、頼れる家族や友人がいないという人の割合も高く、社会的に孤立した状態のケースもあると推測される

- 経済的困窮をはじめとした問題を抱える子育て家庭の把握と、そうした家庭における保護者・子どもへの支援が必要

●子育て支援サービスの適切な提供等による子育て家庭の負担の軽減

- 少子化は進んでいるが、共働き家庭の増加や核家族化などにより、保育ニーズは高い
- 家庭内で子育ての負担が女性に偏っている
- 母親のフルタイム就労の割合が高まっている一方、出産・子育てをすることが多い30歳代前半の女性において一時的に仕事を辞める人が多い

- 支援ニーズに即した支援サービスの提供や各種の啓発等を通じて、子育て家庭の負担の軽減を図ることが必要



《こども計画で目指す地域の姿》

基本理念

子ども・若者のだれもが健やかに成長できるよう、必要な支援を受けられる環境づくりを通じて、若い世代がいきいきと暮らせる地域をつくる



子ども・若者のだれもが、将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活をおくれる社会を目指します。そのような社会では、子ども・若者が将来への希望や社会生活への前向きな意思をもち、それを実現する力を持つことが期待できます。またこのことは、若い世代がいきいきと活躍する、持続可能な社会をつくることにもつながります。

基本
目標
1

子ども・若者の成長過程における健やかな成長を支える

学童期から青年期までの各ライフステージにおいて、子ども・若者が健やかに成長し、社会で活躍するための力を育めるように、教育機関や生活支援機関と連携した支援と環境整備に取り組みます。

また、どのような家庭や生活環境にあっても、だれもが育ちや学びの機会を得られるよう、困難を抱える子ども・若者に気づき、適切な支援へつなげることや、ほっとしたり交流したりできる居場所づくりに取り組みます。



基本施策	施策
1) 子どもまんなか社会づくり	子どもの権利の周知・啓発 子ども・若者の活躍機会づくり
2) 学童期の育ちの支援	学童期の健やかな成長の支援 適切な学びや多様な体験の機会づくり
3) 青年期の自立と自己実現の支援	就労支援 結婚支援
4) 地域で子ども・若者の成長を支える仕組みづくり	様々な困りごとに対応できる相談窓口の拡充 子育てや子どもの成長を地域で後押しする取組み 子どもが安心して暮らせる都市基盤整備



基本
目標
2

困難を抱える子ども・若者、子育て家庭への支援を拡充する



経済的な困窮をはじめとする様々な困難を抱える子ども・若者、子育て家庭に対し、その解決のための支援やケアに取り組むとともに、社会的孤立を解消できるよう、支援・相談体制を拡充します。



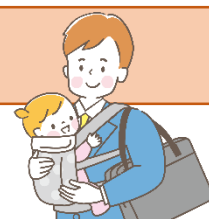
基本施策	施策
1) 困難を抱える子ども・子育て家庭への支援	困窮家庭、ひとり親家庭等への経済的支援 貧困状況にある子どもへの支援 児童虐待の防止とヤングケアラー支援
2) 困難を抱える子ども・若者への個別支援	障がい・発達特性のある子ども・若者とその家庭への支援 外国にルーツのある家庭・子どもへの支援 ひきこもりの予防と自立支援 子ども・若者の自殺対策と犯罪予防

基本
目標
3

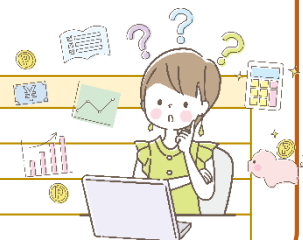
子育てにかかる家庭負担を軽減する

近年の社会情勢や働き方も踏まえ、子育て家庭の支援ニーズに即したかたちで各種の支援サービスを提供するとともに、その利用促進に取り組みます。

また、各種啓発や広報を通じて男女共同参画やワーク・ライフ・バランスを進めることで、子育てしやすい環境づくりに努めます。



基本施策	施策
1) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	安心して妊娠・出産できる環境づくり 教育・保育サービスの充実 子育て支援サービスの充実
2) 子育てのしやすい社会づくり	社会全体で子どもを育てる環境づくり



困ったときにはお気軽にご相談ください

こども家庭センター

受付日時：月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分

こども家庭支援課

【こども(18歳以下)の養育に関する
総合的な相談】

電 話：0267-22-1744

*子育てに関して、相談窓口が分からない場合もこちらへご連絡ください。相談内容により、関係課と連携し相談対応いたします。

健康づくり課

【母子保健に関する相談・

妊婦・乳幼児の子育ての相談】

電 話：0267-25-1880

子育てに関する相談内容別担当課 一覧

相談内容	担当課・施設等	電話	相談日・時間	主な 対応者等
家庭児童相談・支援	こども家庭支援課 こども家庭相談係	0267-22-1744 (ホットライン)	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援員 社会福祉士 保健師 母子父子自立支援員 女性相談支援員
家庭における児童 養育に関する相談				
ヤングケアラーに 関する相談				
児童虐待等の悩み ごとや相談・通報				
妊婦・乳幼児の 子育て相談	健康づくり課 保健予防係	0267-25-1880 0267-22-1700 内線(2176)～ (2179)	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分	保健師 歯科衛生士 栄養士
発達・育児 心配ごと相談				
育児相談	子どもセンター (こもロッジ)	0267-23-5567	月曜～土曜 午前9時30分～午後6時	保育士
	美南ガ丘児童館	0267-23-5667	月曜～土曜 午後1時～午後6時	
	東児童館	0267-22-1717		
	水明児童館	0267-25-0041		
子育て、お子さんの 発達に関する 心配ごと相談	小諸市児童発達 支援センター 小諸市ひまわり園	0267-23-3687	月曜～金曜 午前9時30分～午後5時	専門スタッフ (公認心理士・ 保育士等)
福祉サービスの 利用相談	福祉課 福祉係	0267-22-1700 内線 (2143)・(2146)	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分	関係職員
就学相談	学校教育課 教育総務係	0267-22-1700 内線 (2323) (2327)	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分	教育支援相談員
就学についての 相談や心理検査				
教育相談	学校教育課 学校教育係	0267-22-1700 内線 (2325)		指導主事
いじめや学校への 要望等に関する相談				
教育相談	教育支援センター	0267-26-6717	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分	教育相談員
不登校・引きこもり・ 発達障がい等に 関する相談				

発行：小諸市保健福祉部 こども家庭支援課 こども政策係
〒384-8501 長野県小諸市相生町三丁目3番3号
TEL：0267-22-1700 (内線2195) 平日8時30分～17時15分

HPのQR挿入予定